

日本生物工学会では、学生会員の大学卒業、大学院修了後の優遇措置を導入しますのでお知らせします。

優遇措置の内容

- 学生会員からの申し出により、**大学卒業、大学院修了後3年間学生会員を継続できます。**
- 会費と資格は学生会員と同様とします（**大会参加は学生会員として参加できます**が、会誌の送付はありません）。
- 2022年度に卒業あるいは修了する学生会員から適用します。
- 社会人博士課程の学生会員にも適用します。
- お申し出により、いつでも正会員に変更できますが、社会人博士の場合を除き逆戻りはできません。
- 5年間の期間限定の措置とします。

申請方法について

学生会員の優遇措置を希望される方は以下の手順でお申込みください。

1. [こちらのWebフォーム](#)に必要事項を入力して送信してください。
2. 【日本生物工学会】学生会員優遇措置申請受付のお知らせ」という件名の通知メールがご登録いただいたアドレス宛に届きます。
3. 12月にお手元の届く振込票にて12月31日までに翌年の学生会員会費（5,000円）をお支払いください。翌年会費の入金をもって申請手続きは完了となります。

学生会員会費の継続期間

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
従来								
2022年度 卒業 / 修了	学生 → 正会員	正会員 →						
今後								
2022年度 卒業 / 修了	学生 1	学生 2	学生 3	正会員 →				
2023年度 卒業 / 修了	学生	学生 1	学生 2	学生 3	正会員 →			
2024年度 卒業 / 修了		学生	学生 1	学生 2	学生 3	正会員 →		
2025年度 卒業 / 修了			学生	学生 1	学生 2	学生 3	正会員 →	
2026年度 卒業 / 修了				学生	学生 1	学生 2	学生 3	正会員 →

お問合せ先

公益社団法人 日本生物工学会 事務局
会計担当

【お知らせ】学生会員の大学卒業、大学院修了後の優遇措置について | 2

Tel: 06-6876-2731 Fax: 06-6879-2034

E-mail: